○「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」「別添１　受領委任の取扱規程」　　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新

別添１（様式第７号）

往療内訳表

月分　出張専門の施術者の場合（　）　（患者氏名：　　）

日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由　介護保険の要介護度　（　　）分かれば記載下さい

１．独歩による公共交通機関を使っての外出が困難

２．認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難

３．その他（　　）

注・同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。
・同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であって、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
・往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
・個人情報の取り扱いには、十分注意すること。
・出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合（　）」に「○」を記入すること。

旧

別添１（様式第７号）

往療内訳表

月分　（患者氏名：　　）

日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由　介護保険の要介護度　（　　）分かれば記載下さい

１．独歩による公共交通機関を使っての外出が困難

２．認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難

３．その他（　　）

注　・　同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。
・　同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であって、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
・　往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
・　個人情報の取り扱いには、十分注意すること。